ユニフォーム規程

第１条［趣　旨］

本規程は、ハンドボール競技規則およびＪＨＬ規約第 32 条に基づき､日本ハンドボールリーグ（以下「ＪＨＬ」という）の公式試合におけるユニフォームに関する事項を定める。

第２条［ユニフォームの定義］

本規程におけるユニフォームとは、ＪＨＬが主催する公式試合で選手が着用するシャツ、パンツ、ソックスのことを指す。

第３条［ユニフォームの登録］

（１） チームは、シーズン毎にＪＨＬが主催する公式試合で使用するユニフォームを、ＪＨＬへ最終のデザインイメージをもって申請、承認をもって登録が完了する。

（２） 公式試合で使用するユニフォームは登録されたものしか使用できない。

（３） ユニフォームカラーを追加登録または、変更する場合は、ＪＨＬに申請し承認を得なければならない。新たに承認されたユニフォームは、次週開催より使用可能とする。

第４条［ユニフォームの配色］

（１） ユニフォームの配色とデザインはハンドボール競技規則に則ったものとする。

（２） チームは、コートプレーヤー（以下「ＣＰ」という）およびゴールキーパー（以下「ＧＫ」という）それぞれ、２種類の用意を必須とし、濃淡明確に判別し得る、同系色でない色彩とする。また、ＧＫの色彩はＣＰ２種類以外の色彩とする。

（３） ＪＨＬが主催する公式試合において、着用するユニフォームカラー選択の優先権はホームチームが有する。

（４） ユニフォームは、ＣＰ２色、ＧＫ２色の合計４色のユニフォームを揃えなければならないが、黒色を用いる場合は３色以上の登録をすることができる。

第５条［ユニフォームの番号］

（１） ユニフォームには背番号および胸番号を付けなければならない。使用できる番号の数字は１から 99 までとし、デザインおよび色はユニフォームカラーと明確に判別し得るものでなければならない。

（２） ユニフォームに示す番号の大きさは、背番号が縦 20 ㎝以上、胸番号が縦 10 ㎝以上でなければならない。

（３） 番号はユニフォームに確実に接着されていなければならない。番号を張り付ける場合は、安全ピン、テーピング、両面テープで止めることは許されない。

（４） 下地として布等に番号を貼りユニフォームにつける場合（以下「張り番」という）は、下地の色はユニフォームと同色でなければならない。張り番は、四辺をすべて縫い付けるか、全面を熱圧着等で貼り付けなければならない。背番号のみを張り付ける場合も同じとする。

第６条［チームネーム］

（１） ユニフォーム胸部もしくは前面には、チーム名かロゴマークを付けなければならない。サイズ、場所は問わない。

（２） チーム名はチームとしての識別ができる愛称、略称、チーム運営会社名が認められる。

第７条［広告の掲載］

（１） ユニフォームに表示するもののうち、番号、チームネーム、チームロゴ以外の表示は広告とする。

（２） 広告表示はロゴまたは文字とし、本規程に定められた位置につけることができる。

（３） ユニフォーム製造メーカーのロゴおよび文字は広告とし、第９条に定める規定を守らなければならない。
（４） チームの選手構成が複数の企業に分かれている場合は、選手ごとに雇用されている企業名を掲載することができる。この場合の掲載位置はユニフォームに１か所とし、チームで統一された大きさ、位置とする。
（５） 試合会場の定めにより、広告掲載料等が発生した場合は、当該チームが負担する。

第８条［広告の位置とサイズ］

ユニフォームの広告サイズは、ユニフォームの広告サイズは、チーム名や番号が明確に識別できるように、下記のとおりとする。

（１） シャツ
1 前面は、１広告につき 300 ㎠を超えないこと。
2 背面は、１広告につき 200 ㎠を超えないこと。
3 袖口は、１広告につき 200 ㎠を超えないこと。

（２） パンツ
1 前面は、１広告につき 200 ㎠を超えないこと。
2 背面は、１広告につき 200 ㎠を超えないこと。

（３） 本規程の第７条第４項で示す雇用先企業名を掲載する場合のサイズは 200 ㎠を超えないこと。

第９条［製造メーカー識別標章］

製造メーカー識別標章（製造メーカー名およびそのメーカーロゴ。以下「メーカーロゴ」という）の表示について次の通りに定める。

（１） シャツに表示するメーカーロゴは、片方の胸に１ヶ所のみとし、20 ㎠を超えないこと。
（２） パンツに表示するメーカーロゴは、１ヶ所のみとし、12 ㎠を超えないこと。
（３） ソックスに表示するメーカーロゴは、各足に 12 ㎠を超えないこと。
（４） シャツとパンツに表示されるメーカーロゴは、同一メーカーの場合同じ表示であること。ソックスは、色が揃っていれば、メーカーロゴは問わない。

第 10 条［その他表示できるもの］

（１） ユニフォームには、以下のものを表示することができる。
1 右袖 1 か所にホームタウン名を表示することができる。ただし、大きさは 50 ㎠以下とする。
2 右袖以外の部分 1 か所に、チームシンボルを表示することができる。ただし、大きさ 50 ㎠以下とする。

（２） ユニフォームには、以下の各号の試合関連情報を表示することができる。ただし、場所はシャツ前面の胸の位置で、サイズは 50 ㎠以下とし、1 文字の高さは２㎝ を超えてはならない。
1 開催日
2 対戦カード
3 会場名
4 前各号のほか、JHL の承認を得た事項

第 11 条［表示の禁止］

ユニフォームに掲載する表示として、政党や選挙に関するもの、宗教や風俗に関するもの、反社会的な内容や公序良俗に反するものの他、ＪＨＬが表示として不適切であると判断したものについては掲載することは認めない。

第 12 条［付　則］

ＪＨＬへ申請されたユニフォームは、公益財団法人日本ハンドボール協会の確認を経て登録

が完了する。

第 13 条［改　定］

（１）　本規程に定める条項の改正は、理事会で決議される。

（２）　改定後の規程は、改定日以降に申請されるユニフォームから適用する。

第 14 条［施　行］

本規程は、2022 年 6 月 15 日より施行される。

改正　：　2025年8月27日
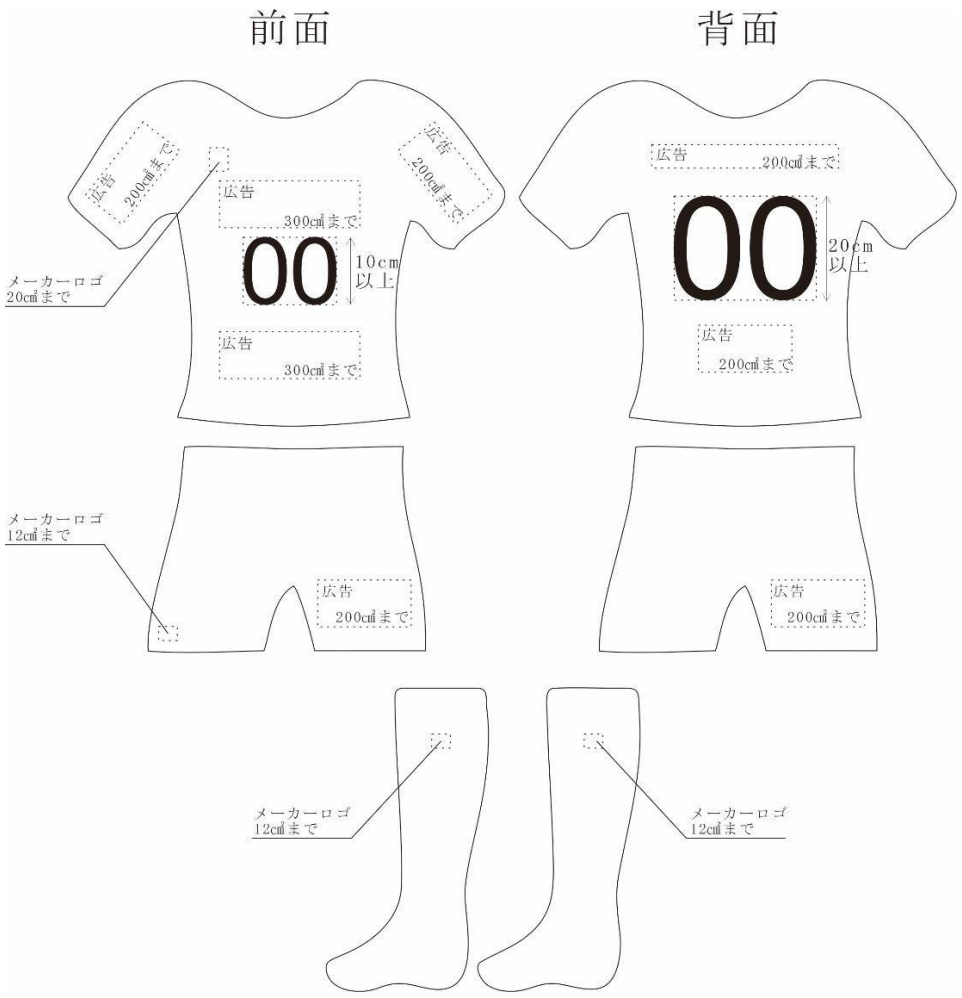
別紙１［ユニフォーム広告イメージ］